

工事検査ワンポイントアドバイス 「工事検査の種類とその違いは？」

工事検査通信 No.60
発行： R2年1月10日
出納局 工事検査課



若井検査員。おはようございます。
昨年、「工事検査の種類とその違い（工事検査通信NO.38）」について紹介しましたが、『部分使用』について発注者・受注者ともに理解が十分ではないので、再度確認しましょう。

理解が十分ではないとはどういうことでしょうか？

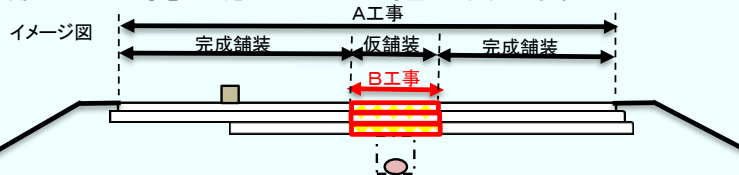


部分使用の手続きを経れば、その施設は受注者から発注者へ引き継がれると勘違いしていることです。

それは、どのようなことでしょうか？



検査事例－1【一部竣工検査】
供用中の道路で工事期間が異なる二つの工事において、一部の区間が重複する場合があります。
「B工事（消雪パイプ埋設）」に係る施工部分（仮舗装等）が、「A工事（舗装）」から除外されている場合は問題ないのですが、「A工事」において「B工事」に係る部分も含めた仮舗装を行い、発注者の確認による部分使用後に「B工事」を施工している場合があります。



問題となるのは为什么呢？



検査員の検査前に「A工事」の仮舗装を取り壊したことです。
このような形態で施工しなければならないのであれば、「B工事」に係る仮舗装を「A工事」の一部竣工検査で引取を行った後に、「B工事」を施工すべきでした。

「B工事」が埋設物敷設中で仮舗装が無い場合には、設計図書のとおりでは無いので「A工事」は不適合となりますね。



検査事例－2【既済検査】
「C工事（河川）」で築堤・護岸工を施工中に、橋梁下部工を新設する「D工事（道路）」が発注されたことから、「C工事」は既済部分検査を実施し、「D工事」が既済検査区間内の築堤の一部を部分使用し、「C工事」の竣工前に下部工を施工しました。

問題となるのは为什么呢？





「C工事」は既済部分検査済みではあるが、引渡しを受けていないのに築堤した土堤の一部がコンクリートの下部工に置き換わっている事です。
既済部分検査と一部竣工検査とは検査内容に差は無いので、**一部竣工検査として発注者が引渡しを受けてから**、「D工事」の施工とすべきでしたね。部分使用も不要となります。
(工事検査は、受注者に対する契約の履行確認であり、契約の履行に問題はありません。)



仮設・本設を問わず、当概工事で設置した施設が他工事により無くなる場合は、必ず発注者が引渡しを受けてから、他工事に施工させなければなりません。
部分使用では、引渡しとはならないのです。
竣工検査時に、設計図書に示された施設が無ければ完成とは認められないので、発注者は、部分使用で良いのか検討してください。



検査事例ー3【部分使用】
橋梁上部工事で、橋面工事を残し既済部分検査を実施し、竣工検査までの期間に、水道管等の橋梁添加物（占用工事）を施工する場合があります。
竣工検査前に占用工事を施工させるには、発注者が上部工の引渡しを受けてないので、部分使用の手続きが必要となります。



工事目的物の引渡しが行なれない時点で、形質変更等がない工事の場合には、部分使用が認められる訳ですね。

引渡しが必要なのか、部分使用でよいのか、よく検討してください。

はい、わかりました。
大変勉強になりました。

●本日のポイント

- ① 竣工検査時に工事目的物が形質変更される場合には、部分使用や既済部分検査、中間検査ではなく一部竣工検査により発注者が引渡しを受けること。
→ 引渡しされない施設は、竣工検査の対象です。
- ② 『部分使用』と『部分引き渡し（一部竣工）』の違い
 - ・『部分使用』
発注者は、部分使用中は善良な管理者の注意義務をもって使用することとなるが、受注者の管理責任は無くならない。部分使用中は、工事が未完成で引渡し前であるので、他の施工中の部分と同様に、受注者は管理責任を負うことになる。
→ 施設の存置が前提。
 - ・『部分引き渡し（一部竣工）』
引き渡す部分の所有権は完全に発注者へ移転し、受注者に管理責任は無い。従って、受注者は、引き渡した部分に生じた損害を負担することなく、瑕疵担保責任を負うのみである。

【関係資料】

○ 工事検査通信NO.38 ○ 福島県工事検査実施要綱

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ナガイ)検査員



：若井(ワカイ)検査員